

富里市男女共同参画社会づくり懇談会設置要綱

(平成29年4月1日告示第61号)

改正 令和3年3月31日告示第66号 令和4年4月1日告示第72号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、富里市男女共同参画社会づくり懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の計画策定及び推進に関することについて、意見を述べること。
- (2) 地域の女性活躍を推進するための具体的な課題解決に関することについて、意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国及び地方公共団体の機関の職員
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 前項第2号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

(関係人の出席)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(秘密保持義務)

第9条 懇談会の委員は、懇談会の活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、企画財政部経営戦略課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第66号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。